

# 徳島県腎臓病患者連絡協議会規約

## 名 称

第 1 条 本会の名称は「徳島県腎臓病患者連絡協議会」と称す。(以下本会)

## 目 的

第 2 条 本会は、腎臓病患者の福利厚生を増進と相互の親睦を図ることを目的とする。

## 事 業

第 3 条 本会は、目的達成のために下記の事業を行う。  
全国の腎臓病患者と手をつなぐ。  
正しい医療知識を身につける。  
人工腎臓を県下平等に増備するよう努める。  
会報を発行する。  
社会復帰の受け入れ体制を確立するよう努める。  
腎(臓器移植)の推進を図るとともに、アイバンク登録に協力する。  
その他会員の福利厚生に関すること。

## 事務局

第 4 条 本会の事務局は、規定の場所に設置する。  
徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障害者交流プラザ3階

## 会員資格

第 5 条 本会は次の者で組織する。  
正会員(県下の「透析病院で透析を受けている」腎臓病患者、腎移植者他)  
準会員(その家族)  
賛助会員(本会の趣旨に賛同した理解者)

## 機 関

第 6 条 本会の機関は、次のとおりとする。  
総会  
会長会  
役員会  
編集委員会  
腎(臓器移植推進)キャンペーンおよび狸まつり等の実行委員会

## 総 会

第 7 条 総会は、本会の最高決議機関であり、毎年1回開催する。  
ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。  
総会は、正会員の3分の1以上の出席によって成立し、  
議案は出席者の2分の1以上の同意によって決定する。  
総会において、次の事項を審議する。  
規約の改正に関すること。  
事業計画に関すること。  
予算・決議に関すること。  
役員を選出すること。  
その他、本会の運営に関すること。

## 会長会

第 8 条 会長会は、本会に加盟する各病院腎友会会長により構成され、総会に次ぐ議決機関であり、年間2回開催する。ただし、構成される一人の各病院腎友会会長の発議により、臨時会長会を開催することができる。尚、オブザーバーとして本会の役員より、会長・事務局長・事務局専従職員が出席する。  
会長会は、本会に加盟する各病院腎友会会長の3分の2以上の出席によって成立し、議案は出席者の2分の1以上の同意によって決定する。  
会長会の議長は、出席している各病院腎友会会長の中から選出される。

会長会は、各病院腎友会会長相互の親睦と、徳腎協運営に関する研修、並びに総会に備えて次の事項を審議する。  
規約の改正に関すること。  
予算に関すること。  
役員を選出すること。  
その他、本会の運営に必要なこと。

## 役員

第 9 条 本会は、次の役員を置き総会で選出する。

会 長	1 名
全腎協徳島代表	1 名
副 会 長	若干名
事 務 局 長	1 名
事務局次長	1 名
書 記	若干名
会 計	1 名
会 計 監 査	2 名
青 年 部 長	1 名
編集委員長	1 名
編 集 委 員	若干名

第 9 条の 2 副会長は、会長を補佐することとし、会長に事故ある時は、皆無を総括指導することとする。

## 役員会

第 10 条 役員会は、会長会に次ぐ議決機関とし、総会で決定した事項に基づき活動方針を具体化し、これを執行する。  
役員会の構成は、第 9 条で定めるすべての役員ならびに病院代表役員とする。

## 事務局の業務

第 11 条 事務局は、事務局長が主幹として事務を総轄し、事務局次長および事務局専従職員に各会務を分担させ、事務一般・企画・渉外・厚生・連絡・相談その他を指導する。

第 11 条の 2 事務局専従職員の任免、勤務日、勤務時間、休暇その他必要な事項は別途定め、役員会の承認を得て会長が別途定める。

## 役員会活動費の支給

第 12 条 役職に応じ、次に定める役員通信費、役員活動費を支給する。

役員通信費	会 長	1 0 0 0 0 円 (月額)
	全腎協徳島代表	1 0 0 0 0 円 (月額)
役員活動費	事 務 局 長	1 0 0 0 0 円 (月額)
	事務局次長	5 0 0 0 円 (月額)
	編集委員長	5 0 0 0 円 (月額)

機関誌「ふれあい」の発行月のみ支給する。

## 事務局専従職員の給与

第 13 条 事務局専従職員には、次に定める給与、諸手当を支給する。

給与 76,000 円 (月額)

諸手当 季節手当として6月10日に3万円、

12月5日に5万円を支給する。

## 会計規則

第 14 条 本会の会計規則は、次のとおりとする。

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

本会の経理状況は、毎年少なくとも1回以上会員に報告する。

会員は、要求して会計簿を閲覧することができる。

会計監査は、会計事務を監査し、総会で報告する。

## 会 費

第 1 5 条 本会の会費は、年間 6,600 円（全腎協会費を含む）とし、新規加入者は、加入の月分から納入する。なを、必要に応じ臨時に徴収することができる。

## 提出金の不返還

第 1 6 条 即納の会費、賛助会費およびその他の拠出金は返還しない。

## 経 費

第 1 7 条 本会の経費は、会費およびその他の収入による。

## 旅 費

第 1 8 条 経費から支出できる旅費の範囲については、次のとおりとする。

全腎協主催の各種会議ならびに国会請願に参加する本会の会員で、全腎協から旅費の支給された者を除く参加者に対して、全腎協の旅費規程を準用した旅費を支給する。

なお、出張にともない普段の透析日・透析施設の変更を余儀なくされ、開催地において透析・宿泊を行った場合、かかる旅程を出張に含め旅費を支給する。

本会主催の各種会議に参加する本会の役員に、全腎協の旅費規程を準用した旅費を支給する。ただし、日当については一日につき 1,000 円を支給する。

## 慶弔費

第 1 9 条 会員等の慶弔費については、役員会または事務局で対応する。

## その他の規定

第 2 0 条 この規定に定めていない事項については、会長がこの会の趣旨に反しない限りにおいて、臨機にこれを行うことができる。

## 付 則

この規約は、昭和 6 3 年 6 月 5 日より実施する。

一改正 平成 4 年 6 月 1 日（規約第 8 条の一部改正）

一部改正 平成 5 年 6 月 1 日（規約第 6, 8, 1 0, 1 3, 1 5 条の一部改正）

全面改正 平成 1 2 年 4 月 9 日（改正条項が多いため、全面改正として実施する）

一部改正 平成 1 4 年 5 月 1 2 日（規約第 9, 1 1 条）

全面改正 平成 1 7 年 4 月 1 日（改正条項が多いため、全面改正として実施する）

一部改正 平成 1 8 年 4 月 3 0 日（規約第 1 8 条の改正）

全面削除 平成 1 8 年 4 月 3 0 日 徳腎協交通費助成事業